

# フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

高所作業の墜落防止措置等の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降、高さ2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで墜落制止用器具のうちフルハーネス型安全帯(注1)を用いて行う作業については、特別教育の対象となりました。

つきましては、当支部において下記のとおり講習会を実施いたしますので、ご案内いたします。

## 記

1. 講習名 「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間教育」
2. 受講料 6時間教育 8,470円（税込み テキスト料込）
3. 受講資格

6時間教育	なし
-------	----

(注1)国のガイドラインで建設業においては、従来からの呼称である「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語の使用が認められています。

4. 開催日

### 6時間教育コース

開催日	講習時間	会	場	定員
令和元年8月1日	9:30~16:40	京都市	京都建設会館	50名

(以降の開催については別途ご案内します。)

## ■申込方法

ホームページに掲載の「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育申込書」にて建災防京都府支部へ郵送または窓口でお申し込みください。7日前までにお申し込みください。電話・FAXでの申込みは受け付けておりません。定員に達し次第締切ります。(ホームページ等でご確認ください。)

建設業労働災害防止協会 京都府支部  
〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入ル 京都建設会館3階  
TEL075-231-6587 Fax 075-251-0058